

鎌倉市都市農地貸借の認定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30 年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、自らの耕作の事業の用に供するため都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用賃借権による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者が作成する、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定に関し、法、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成30年政令第234号）、都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地をいう。
- (2) 都市農地 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地をいう。
- (3) 都市農業 都市農地において行われる耕作の事業をいう。
- (4) 認定事業者 事業計画につき第4条第3項の認定を受けた者をいう。
- (5) 認定都市農地 第4条第3項の認定を受けた都市農地をいう。
- (6) 認定事業計画 第4条第3項の認定を受けた事業計画をいう。

(事業計画の認定の申請)

第3条 事業計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- (2) 申請者が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）であって農事組合法人又は株式会社である場合には、その組合員名簿又は株主名簿の写し
- (3) 申請者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52

号) 第5条に規定する承認会社(以下「承認会社」という。)が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

(4) 賃借権等の設定に関する契約書の写し又は契約書の案

(5) 賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の全部事項証明書

(6) 賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の位置を示す地図及び公図の写し
(事業計画の認定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適正なものであるかどうか、法第4条第3項各号に掲げる要件の全てに該当するかどうかを審査するものとする。

2 市長は、前項の申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求めるものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果適当と認めた場合には、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、第1項の審査の結果適当と認められない場合であって、申請者が第2項の補正又は追完の求めに応じない場合には、当該申請を不認定又は却下するものとする。

4 市長は、前項の認定又は不認定若しくは却下したときには、遅滞なく、事業計画(変更)(認定・不認定・却下)書(第2号様式)を申請者に交付するとともに、第3項本文の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

(認定都市農地の利用状況の報告)

第5条 認定事業者は、当該認定都市農地の利用状況について、認定都市農地利用状況報告書(第3号様式)により、認定事業計画に記載された賃借権等の存続期間中、毎年、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告期日は、毎事業年度の終了後3月以内とする。ただし、認定事業者が法人以外の個人事業者であり、かつ、事業年度を設けていない場合には、3月31日とする。

3 第1項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 農地の利用状況が把握できる現況写真

(2) 農作業従事者の確保の状況が把握できる資料

(3) 認定事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

4 市長は、第2項の報告期日後3月を経過しても第1項の報告書の提出がない場合には、認定事業者に対し、速やかに当該報告書を提出するよう求めるものとする。

5 市長は、第1項の報告書の提出があった場合は、記載事項及び添付書類の不備について確認し、当該報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地の利用状況の把握が困難と認められるときは、補正又は追完を求めるものとする。

(事業計画の変更の認定の申請等)

第6条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当し、認定事業計画を変更しようとする場合は、事業計画変更認定申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 賃借権等の設定を受ける都市農地の変更

(2) 認定都市農地の地目又は面積の変更(面積の変更にあつては、当該認定都市農地の面積に占める当該変更に係る認定都市農地の面積の割合が5分の1を超えるものに限る。)

(3) 設定を受けた賃借権等の種類、始期又は存続期間の変更

(4) 認定都市農地における耕作の事業の内容の変更

(5) 前4号に掲げる変更のほか、認定事業計画の重要な変更

2 認定事業者は、前項各号のいずれにも該当しない変更が生じた場合は、その変更後、速やかに事業計画変更届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による認定事業計画の変更の認定については、第4条の規定を準用する。

4 市長は、第3条第2項第4号又は第5号の規定により、契約書の案が提出されたときは、契約締結後の契約書を必ず確認の上、認定事業計画の記載内容と一致していない場合や事業計画の認定の要件を満たしていない場合には、第1項の手続きを認定事業者に求め、また、第8条の事業計画の認定の取消しの手続き等を行うものとする。

(勧告等)

第7条 市長は、認定事業者が次の各号に掲げるいずれか(農業経営組合等にあつては第1号、農作業常時従業者等にあつては同号から第3号までのいずれか)に該当する場合には、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を構すべきことを勧告することとする。

(1) 認定事業者が、認定事業計画(前条の規定による変更があったときは、その変更

後のもの。)に従って耕作の事業を行っていないとき。

(2) 認定事業者が、認定都市農地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(3) 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。

(4) 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。

(5) 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。

2 前項の勧告は、勧告書（第6号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、農業委員会の決定を経て、第4条第3項又は第6条第3項の認定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第4条第3項又は第6条第3項の認定を受けたとき。

(2) この要綱又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(3) 前条の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかったとき。

2 市長は、前項の認定を取り消したときには、遅滞なく、事業計画認定取消通知書（第7号様式）を認定事業者及び認定都市農地の所有者に交付するとともに、第1項 本文の決定を行った農業委員会に通知するものとする。

（支援措置）

第9条 市長は、法第4条第3項第4号に規定する条件に基づき賃貸借等が解除された場合又は前条の規定により認定を取り消した場合には、当該解除又は取消しに係る都市農地の所有者に対し、当該都市農地についての賃借権等の設定に関し、あつせんその他の必要な援助を行うものとする。

（賃貸借の解除の届出）

第10条 法第8条第3項の規定による届出は、都市農地賃貸借解除届（第8号様式）によるものとし、賃借権の設定に関する契約書の写しを添付するものとする。

2 市長は、前項の届出書の提出があつたときは、届出に係る賃貸借の解除が賃借人がそ

の農地を認定事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に行われるものであるかどうか、届出書の記載事項が記載されているかどうか及び添付書類が具備されているかどうかを審査し、その受理又は不受理を決定するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により届出を受理又は不受理としたときは、遅滞なく、その旨を受理（不受理）通知書（第9号様式）により当該届出をした者に通知するとともに、その旨を農業委員会に通知するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第11条 市長は、この要綱の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この要綱の規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定都市農地、認定事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- 4 第2項の規定による立入検査又は質問をする職員は、身分証明書（第10号様式）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、都市農地の貸借に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

事業計画認定申請書

年 月 日

鎌倉市長 様

申請者住所

氏名 (印)

電話番号

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
※ 申請者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり、事業計画の認定を申請します。

記

事業計画

【I 共通項目】

1 賃借権等の設定を受けようとする者の氏名及び住所(注)

氏名又は名称	住 所

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 賃借権等の設定を受ける都市農地

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	所 有 者(注1)	
	登記簿	現況		氏名又は名称(注2)	住 所
設定を受ける賃借権等			賃料 (注3)	賃料の支払方法(注3)	
種 類	始期	存続期間			

注1：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
注2：登記簿上の所有者と現在の所有者が異なるときは、括弧書きで登記簿上の所有者についても記載すること。
注3：賃貸借等の契約書に当該事項が記載されている場合は「契約書のとおり」と記載すれば足る。

3 都市農地における耕作の事業の内容（法第4条第3項第1号関係）

・ 則※第3条第1号の事業（同号イからハの(3)までの基準のうち該当するものについて、下欄イからハの(3)までの右欄のいずれか1箇所以上に「○」を記載し、その右欄に具体的な事業内容を記載）		
イ		
ロ の(1)		
ロ の(2)		
ハ の(1)		
ハ の(2)		
ハ の(3)		
・ 則※第3条第2号の事業(注1) (具体的な事業内容を記載)		
(注2) 上記のとおり相違ありません。 氏名 (印)		

※ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）をいう。

注1：本申請に係る都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には、業務の従事の計画についても「則第3条第2号の事業」欄に記載すること。その場合、当該欄に記載された業務の従事の計画について相違ない旨を、当該所有者の押印又は自署するか、当該所有者の同意を得た上で記名（注2）し、当該従事の計画を記載した賃貸借等の契約書その他の書類を添付すること。

4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への従事状況（法第4条第3項本文関係）

年間従事（予定）日数		備 考(注)
現 状	賃借権等の設定後	

注：賃借権等の設定後の年間従事計画日数が150日未満の場合であるが、その行う耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は、その旨を記載すること。

【Ⅱ 選択項目】

Ⅱの記載項目については、次の申請者ごとに示す項目について記載すること。

ア 農業の経営を行うために賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び地方公共団体

：5－1

イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人

：5－1、5－2及び6

ウ 農地所有適格法人

：5－1、5－2、6及び9

エ イ以外の個人

：5－1、5－2、6及び7

オ ア及びウ以外の法人

：5－1、5－2、6、7及び8

5－1 申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況
（法第4条第3項第3号関係）

所有地		農地面積（㎡）	田		畑	樹園地
	自作地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地(注2)					
所有地以外の土地		農地面積（㎡）	田		畑	樹園地
	借入地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積（㎡）	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地(注2)					

注1：「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地をいう。

注2：「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

5-2 申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況（法第4条第3項第3号関係）

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地		
作付(予定)作物							
権利取得後の面積(㎡)							

(2) 大農機具(注1)

数量	種類					
確保しているもの	所有 リース					
導入予定のもの(注2)	所有 リース					

注1：「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等をいう。

注2：導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りにについても記載すること。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦 年・農業技術修学暦 年・その他（ ）

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在：	(農作業経験の状況：)
	増員予定：	(農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在：	(農作業経験の状況：)
	増員予定：	(農作業経験の状況：)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

6 周辺地域との関係（法第4条第3項第2号関係）

権利を取得しようとする者の権利取得後における耕作の事業が、権利を設定しようとする農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

注：例えば、農薬の使用方法の違いによる耕作の事業への支障等について記載すること。

7 地域との役割分担の状況（法第4条第3項第5号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、どのような場面でどのような役割分担を担うか、その具体的な計画

注：具体的な計画として、「農業の維持発展に関する話し合い活動への参加」、「農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決の遵守」、「獣害対策への協力」等について、詳細に記載すること。

- 8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人(注)のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況及び従事計画（法第4条第3項第6号関係）

(1) 氏名 _____

(2) 役職名 _____

(3) その者の耕作の事業への従事状況

その法人が耕作の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 _____ か月 _____

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 _____ か月(直近の実績)

年 _____ か月(計画(見込み))

注：「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者をいう。

9 農地所有適格法人としての事業等の状況

①－1 事業の種類

区 分	農 業		左記農業に該当しない事業 の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

①－2 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

② 構成員全ての状況

ア 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の 内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計： _____

権利関係者の議決権の割合： _____

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： _____ 日

イ 農業関係者以外の者（ア以外の者）

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計：_____

権利関係者の議決権の割合：_____

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付すること。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付すること。

③ 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

④ 重要な使用人の農業への従事状況

③の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載すること。

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

「9 農地所有適格法人としての事業等の状況」の記載に当たっての留意事項

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含む。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「①－1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載すること。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。

3 「②－2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合

計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載すること。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の認定申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地を耕作の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

- 4 「②ア農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載すること。

- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「②ア農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載すること。

【添付資料】

- 1 認定を受けようとする者が法人（地方公共団体を除く。）である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- 2 認定を受けようとする者が農地所有適格法人（農事組合法人又は株式会社の場合に限る。）である場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し
- 3 認定を受けようとする者が農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
- 4 賃借権等の設定に関する契約書の写し等
- 5 その他参考となるべき書類

第2号様式（第4条、第6条関係）

事業計画（変更）（認定・不認定・却下）通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

注： 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

鎌倉市長

年 月 日付けで認定申請のありました別記土地に係る事業計画について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定により認定します。

- ※ 第6条第1項の規定により、変更認定をする場合にあっては、様式標題を「事業計画変更認定通知書」とするとともに、本文中「認定申請のありました」とあるのを「変更認定申請のありました」とするとともに、「第4条第1項」とあるのを「第6条第1項」とすること。
- ※ 認定しない又は却下をする場合にあっては、様式標題を「事業計画（変更）不認定書」又は「事業計画（変更）却下書」とするとともに、本文中「認定します」とあるのを、「次の理由により認定しません」又は「次の理由により却下します」とし、その理由を記載すること。

（別記）

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)	権利の種類	所 有 者(注)	
		登記簿	現況			氏名又は名称	住所

注： 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

※： 申請の一部について認定をせず、又は条件を付して認定する場合は、認定通知書の末尾に次のように記載すること。

「〔教示〕

- この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を神奈川県知事に提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鎌倉市を被告として（訴訟において鎌倉市を代表する者は鎌倉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

認定都市農地利用状況報告書

年 月 日

鎌倉市長 様

住所

氏名＜名称・代表者＞

(印)

注： 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注： 報告者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる。

年 月 日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第1項の認定を受けた都市農地（以下「認定都市農地」という。）について、法第5条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

【I 共通項目】

1 法第5条の認定事業者（以下「認定事業者」という。）の氏名等(注)

氏名又は名称	住 所

注： 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 報告に係る農地の所在等

所在・地番	面積(㎡)	所有者(注1)		備 考(注2)
		氏名又は名称	住所	

注1： 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2： 登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載すること。

3 認定事業者の行う耕作の事業の実施状況

・ 則※第3条第1号の事業（事業計画に記載した同号イからハの(3)までの基準のうち該当するものについて、下欄イからハの(3)までの右欄のいずれか1箇所以上に「○」を記載し、その右欄に事業内容の実施状況を記載）		
イ		
ロ の(1)		
ロ の(2)		
ハ の(1)		
ハ の(2)		
ハ の(3)		
・ 則※第3条第2号の事業 （事業計画に記載した耕作の事業内容の実施状況を具体的に記載）		

※ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則（平成30年農林水産省令第54号）をいう。

【Ⅱ 選択項目】

Ⅱの記載項目については、次の認定事業者ごとに示す項目について記載すること。

- ア 農業の経営を行うために賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び地方公共団体
：なし
- イ 賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人
及び農地所有適格法人
：4及び5
- ウ イ以外の個人
：4、5及び6
- エ ア及びイ以外の法人
：全て

4 認定事業者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況

所有地		農地面積 (㎡)	田		畑	樹園地
	自作地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地(注2)					
所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田		畑	樹園地
	借入地(注1)					
	貸付地(注1)					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地(注2)					

注1：「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地をいう。

注2：「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。

5 周辺地域との関係

認定事業者が行う耕作の事業が、認定都市農地の周辺の農地の農業上の利用に及ぼしている影響

注：例えば、農薬の使用方法的違いによる耕作の事業への支障等について記載すること。

6 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担の状況について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担っているか、その具体的な状況

注：具体的な状況として、「農業の維持発展に関する話し合い活動への参加」、「農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決の遵守」、「獣害対策への協力」等について、詳細に記載すること。

7 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況(注)

(1) 氏名 _____

(2) 役職名 _____

(3) その者の耕作の事業への年間従事日数 _____

注：当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がない場合には、重要な使用人）の氏名、役職名及び耕作の事業への年間従事日数を記載すること。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有する者をいう。

【添付資料】

- 1 農地の利用状況が把握できる現況写真
- 2 認定事業者が法人（地方公共団体を除く）である場合には、定款又は寄附行為の写し
- 3 その他参考となるべき書類

第4号様式（第6条関係）

事業計画変更認定申請書

年 月 日

鎌倉市長 様

申請者住所

氏名＜名称・代表者＞ (印)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

※ 申請者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる。

年 月 日付け 第 号で都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の認定を受けた都市農地について、同法第6条第1項の規定に基づき、次の事業計画（同法第4条第1項の「事業計画」をいいます。以下同じ。）の変更の認定を申請します。

事業計画(注1・2・3)

注1：事業計画の様式は第1号様式の事業計画のとおり。

注2：変更前の記載内容を変更後の記載内容の上段に括弧書きで記載する等変更した内容が分かるよう記載すること。

注3：第1号様式の添付資料について、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

事業計画変更届出書

年 月 日

鎌倉市長 様

申請者住所

氏名＜名称・代表者＞ (印)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

※ 申請者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる。

年 月 日付け 第 号で都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の認定を受けた都市農地について、同法第6第2項の規定に基づき、次の事業計画（同法第4条第1項の「事業計画」をいいます。以下同じ。）の変更を届け出ます。

事業計画(注1・2)

注1：事業計画の様式は第1号様式の事業計画のとおり。

注2：変更前の記載内容を変更後の記載内容の上段に括弧書きで記載する等変更した内容が分かるよう記載すること。

勧告書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

鎌倉市長

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第1項第 号に該当することから、同項に基づき、下記により必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、都市農地における耕作の事業に関する計画の認定を取り消すことがありますので御留意願います。

記

1 都市農地の所在等

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)
		登記簿	現況	

2 勧告の理由

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限
年 月 日

第 7 号様式（第 8 条関係）

事業計画認定取消通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

鎌倉市長

年 月 日付け 号でした都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の認定について、法第 7 条第 2 項第 号に該当することから下記により当該認定を取り消します。

記

1 認定を取り消す都市農地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		

2 取消しの理由

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を神奈川県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、鎌倉市を被告として（訴訟において鎌倉市を代表する者は鎌倉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

都市農地賃貸借解除届

年 月 日

鎌倉市長 様

住所

氏名＜名称・代表者＞

(印)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

※ 届出者の氏名（法人はその代表者の氏名）を自署する場合は、押印を省略できる。

下記農地について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第3項第4号の要件により同条第1項の認定を受けて設定された賃借権を解除するので、法第8条第3項の規定により届け出ます。

記

1 届出に係る農地の賃貸人及び賃借人の氏名等(注)

	氏名又は名称	住 所
賃貸人		
賃借人		

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出に係る農地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 賃借人が認定を受けた事業計画に従って耕作の事業を行っていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

6 農地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

第9号様式（第10条関係）

受理（不受理）通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

鎌倉市長

年 月 日付けで届出書の提出があった都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第4条第3項の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

※ 届出を受理しない場合は、様式標題を「不受理通知書」とするとともに、本文中「これを受理し、年月日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「次の理由により受理しません。」とし、その理由を記載すること。

記

1 届出に係る農地の賃貸人及び賃借人の氏名等(注)

	氏名又は名称	住 所
賃貸人		
賃借人		

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出に係る農地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		

3 届出書が到達した日(注)

年 月 日

注：届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載すること。

「〔教示〕（不受理の場合に記載）

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を神奈川県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鎌倉市を被告として（訴訟において鎌倉市を代表する者は鎌倉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

（表）

第	号	身 分 証 明 書	
写真貼付		所属	
		職	
		氏名	
		生年月日	
		上記の者は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 9 条第 2 項の規定により、立入検査又は質問を行う者であることを証明する。	
年 月 日		鎌倉市長	印

（裏）

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第九条 略

2 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定都市農地、認定事業者の事務所その他の必要な場所に立ち入り、当該認定事業者の行う耕作の事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件について検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

農地賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を鎌倉市に提出する。

____年 ____月 ____日

賃貸人（以下甲という。） 住所 _____
氏名 _____ 印

賃借人（以下乙という。） 住所 _____
氏名 _____ 印

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

賃貸借の期間は、____年 ____月 ____日から ____年 ____月 ____日まで ____年間とする。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (2) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (3) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法に従う。

7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

8 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から____日以内に、甲に対して目的物を原状

に復して返還する。(乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。)ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

(3) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の____年分に相当する金額を違約金として支払う。

9 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

甲は、乙が1年間に農作業に従事する日の1割以上の日について、農地縁辺部の見回り、除草、清掃、点検や周辺住民からの相談対応等に従事することとする。

10 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

11 その他

この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(注) 3並びに8の(1)の括弧書き部分及び(3)は、賃借人が都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項本文の農業経営組合等及び農作業常時従事者等以外の場合に記載する。

(記載要領)

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

3 「農地を適正に利用していない」とは、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の認定を受けた事業計画に従って乙が耕作の事業を行っていないと認められる場合とします。

4 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所地において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合には、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。

5 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。

6 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。

7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。

8 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。なお、賃貸人が目的物に係る農林漁業の業務に従事する場合には、目的物に対して賃貸人の行う業務の内容及び従事計画(年間従事日数等)について本欄に記載してください。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					賃 料			
大字	字	番地	地目 (種類)	面積 (数量)	単位あたり 金 額	総額	支払 期日	備考

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の 工事名	賃貸人及び貸借人の 費用に関する 支払区分の内容	貸借人の支払額についての 賃貸人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備 考

事業計画の認定時のチェックリスト

鎌倉市（農業委員会）

対象農地の地番： _____

1 添付資料等の確認事項

☑	確認方法	所見
	・都市農地貸借法施行規則第1条第2項各号の書類が添付されているか	
	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
	組合員名簿又は株主名簿の写し（農事組合法人又は株式会社である農地所有適格法人の場合）	
	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の承認会社が構成員であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（承認会社が構成員となっている農地所有適格法人の場合）	
	賃貸借等の契約書の写し又は契約書の案	
	賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の全部事項証明書	
	賃借権等の設定をしようとする都市農地の土地の位置を示す地図及び公図の写し	
	その他参考となるべき書類	
	・事業計画の記載内容が都市農地貸借法施行規則第2条各号の項目を網羅しているか	

2 要件等の確認事項

☑	認定要件等	確認（判断）方法	所見
【都市農地貸借法第4条第3項各号関係】			
	・都市農地で行う耕作の事業が基準に適合	・事業計画に記載されている「都市農地における耕作の事業の内容」が農林水産省令で定める基準に適合しているか	
	・周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがない	・他の農業者等の面的にまとまりがある農地の利用を分断しないか ・地域の農業者による一体となった水利調整に参加しない営農が行われ、他の農業者の農業水利が阻害されないか ・無農薬や減農薬栽培が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域の取組が困難とならないか ・一体となって特定の品目を生産している地域で、共同防除等の営農活動に支障が生じないか ・極端に高額な借賃で賃貸借契約が締結され、地域の農地の賃料相場を著しく引上げるおそれがないか	
	・耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行う	・申請に係る農地及び申請者が権原を有する農地の全てについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか 【留意点】 ・近傍の条件が類似している農地の生産性と比較して、権利取得者等の経営規模、作付作目等を踏まえ、機械・労働力・技術等から総合的に勘案する ・いたずらに厳しく運用し、新規就農者等に排他的な取扱いをしないよう留意する	
	【申請者が企業※1 又は常時従事※2しない個人の場合】 ・事業計画に従って耕作の事業を行っていない場合の賃貸借等を解除条件が書面での契約に付されている	・契約書に事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認められる場合に賃貸借等を解除する旨の条件が記載されているか	

【申請者が企業※¹ 又は常時従事※²しない個人の場合】 ・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下で継続的かつ安定的な農業経営が見込まれる	・農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、共同利用施設の利用等の遵守、災害被害対策への協力等を行うことが見込まれるか ・機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあるか	
【申請者が企業※¹ の場合】 法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が法人の行う耕作の事業に常時従事する	・業務を執行する役員又は当該使用人（支店長、農場長、農業部門の部長等名称を問わず、その法人の行う耕作の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者※）のうち、一人以上の者が、その法人の行う耕作の事業（農作業、営農計画の作成、マーケティング等を含む。）の担当者として、農業経営に責任をもって対応できることが担保されているか ※権限及び責任を有するか否かの確認は、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかでないものに限る。）等で行う	

※¹ 農地法第2条第3項の「農地所有適格法人」以外の法人をいう

※² 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者であり、農地の権利取得後に農業経営に係る農作業に従事する日数が年間150日以上ある者をいう（年間150日未満でも、必要な農作業に従事していれば、「農作業に常時従事する」と認められる）。

3 その他

☑	確認（判断）方法	所見
	（農地所有者が将来死亡等したときに生産緑地の主たる従事者の農業への従事日数の証明を希望する場合） ・都市農地所有者の農林漁業の業務への従事計画が事業計画に記載されているか（農林水産省の記載例では事業計画の3の最下欄に記載）	
	（所有者の農林漁業の業務への従事の計画を記載した契約書の添付でも可能）	